



活用業務届出書

東経企営第 14-152 号
平成 26 年 12 月 26 日

総務大臣
山本 早苗 殿

郵便番号 163-8019

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにししんじゅく

住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号

(ふりがな) ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

氏 名 東日本電信電話株式会社

代表取締役社長 山村 雅之

日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第五項及び日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則第二条の二の規定に基づき、別紙の業務について届出します。

(別紙)

1. 業務の内容

(1) 概要

東日本電信電話株式会社（以下「当社」という。）は、総務大臣の認可に基づき、地域電気通信業務等を営むために保有する設備、技術及びその職員を活用し、当社の業務区域において県間のIP通信網サービス等（※1）の役務提供を行うとともに、当社の業務区域外（以下「エリア外」という。）のエンドユーザとの通信を可能にするために他の電気通信事業者（以下「他事業者」という。）との合意に基づき、他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含め料金設定を行っているところである。

上述に加え、今般当社は、多数の一般ユーザ向けにIP通信網サービス等を提供する電気通信事業者に対して卸電気通信役務を提供するために、県間の役務提供及び他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含めた料金設定を行うものである。

なお、本業務の設備概要は、添付資料1のとおりである。また、本届出は、既に活用業務の認可を受けたものの内容を拡充するものであるが、当該認可に基づき既に当社が実施している業務については、その内容を変更するものではなく、電気通信事業の公正な競争を確保するための具体的な措置を引き続き講じていく考えである。

※1 対象となる活用業務は、以下のとおりである。

- ① 東経企営第07-125号（平成19年10月25日）により申請し、総基事第35号（平成20年2月25日）により認可された「次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定」に係る業務（サービスの種類は添付資料2のとおり。）
- ② 東経企営第07-126号（平成19年10月25日）により申請し、総基事第36号（平成20年2月25日）により認可された「次世代ネットワークを利用したIP電話サービスの県間役務提供・料金設定」に係る業務
- ③ 東経企営第11-28号（平成23年5月26日）により申請し、総基事第85号（平成23年7月13日）により認可された「次世代ネットワークを利用したエンドーエンド通信の県間役務提供」に係る業務

(2) 主な業務の実施方法

当社が、地域電気通信業務等を営むためにIP通信網と、自ら敷設・所有する県間伝送路または他事業者等から調達する県間伝送路及び活用業務の認可（平成15年2月19日等）に係る県間伝送路を利用し、当社の業務区域において県間のIP通信網サービス等の役務提供を行う。

また、同サービス等についてエリア外のエンドユーザとの通信を可能にするために、当社が、上述のIP通信網サービス等用の電気通信設備と、他事業者の電気通信設備を相互接続し、他事業者との合意に基づき、他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含め料金設定を併せて行う。なお、当該料金設定に係る業務の開始にあたっては、中継伝送区間に係る接続事業者を選定し、西日本電信電話株式会社との相互接続を行っているところである。

2. 業務の開始の日

平成27年2月1日以降準備が整った日

3. 業務の収支の見込み



なお、収支の前提となるサービスの収入算定・費用算定の考え方は添付資料3のとおりである。

4. 所要資金の額及びその調達方法

(1) 所要資金

なし。

(2) 調達方法

なし。

5. 業務を営む理由

当社は、次世代ネットワーク（N G N）を活用した新しいサービス・商品の提供ならびにお客様にとって「使いやすい」「より長くご利用いただける」料金メニューの提供等を通じて、ブロードバンド・ユビキタス環境の充実と光サービスの更なる普及拡大に努めてきたところである。

しかしながら、日本の情報通信市場の現状は、情報通信基盤は世界最高水準であるものの、I C T の利活用は諸外国に比べ遅れ気味であり、本格的な固定／モバイル連携も実現していない。

また、ユーザの選好は、端末や上位レイヤがグローバルに提供するコンテンツ・アプリケーションサービスへ既に移行し、通信キャリアはそうしたサービスの構成要素の一部になっており、当社だけでなく、様々な事業者とのコラボレーションにより新事業や新サービスを創出し、多様化したユーザニーズを満たしていく必要がある。

こうした市場環境において、当社は、多様な事業者による新たなサービス創造を下支えし、様々な事業者とのコラボレーションにより、更なる I C T 市場の活性化とイノベーションの促進に寄与していくため、多数の一般ユーザ向けに I P 通信網サービス等を提供する電気通信事業者に対して卸電気通信役務を提供することとしたものである。

6. 活用しようとする設備、技術及び職員の概要

(1) 設備

I P 通信網サービス等の提供の業務を営むために保有する中継系伝送路設備、中継系交換設備、端末系伝送路設備、端末系交換設備及び各種サーバ。

本業務を実施することにより、トラフィック増等が発生し地域電気通信業務等に影響がでるおそれがある場合には、必要な設備増設等を図ることとし、地域電気通信業務等に影響がないように対処する考えである。

なお、本業務の設備概要は、添付資料 1 のとおりである。

(2) 技術

現在、IP通信網サービス等の提供の業務を営むために保有する技術。

(3) 職員

現在、IP通信網サービス等に関する業務を行う組織に所属する社員。

7. 電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置

本業務を営むにあたって、他事業者が当社と同様の業務を実施する上で重要かつ不可欠な要素について、以下のとおり、両者間の同等性を確保するために必要な措置を講ずることとする。

(1) ネットワークのオープン化

次世代ネットワークについては、既に接続約款において、接続料を設定し、接続に必要なインターフェース条件を開示する等、十分なオープン化措置を講じている。また、県間伝送路を自ら構築する場合においては、他事業者からの具体的な接続要望が明らかになった場合等には、当該事業者との協議を行い、合意に基づき、提供条件を明確にして提供することにより、これまで同様オープン化を推進することとし、接続等の迅速性、公平性を確保する考えである。加えて、県間伝送路を調達する場合においては、中継事業者の選定にあたり、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達する考えである。

さらに、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用いて当社と同様のネットワークを構築しようとする際に必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、既に接続約款に規定する等のオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているものと考える。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、提供条件を提示した上で当該事業者との協議を行い、接続した場合には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていく考えである。

(2) ネットワーク情報の開示

本業務の実施にあたっては、市販で調達可能なサーバ等の通信機器等を用いて構築できるものであり、次世代ネットワークについては、接続に必要なインターフェース条件を既に接続約款に規定済みである。

また、今後とも国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、お客様ニーズを踏まえ、サービス追加に合わせてインターフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していく考えである。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格（個別の費用負担を求めないものを含む）で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。

(3) 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

他事業者は、既にIPを利用したサービスを提供中であり、当社は本業務によるサービスを競争環境下で提供していくことから、当社の保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報はないと考える。

なお、他事業者が当社と同様のネットワークを構築しようとする際に必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等に関する情報については、既に接続約款に規定する等のオープン化措置によって開示に努めており、他事業者は同様の業務の提供が可能であることから、同等性は確保されているものと考える。

また、他事業者からの現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

(4) 営業面でのファイアーウォール

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、今後とも公正な競争が阻害されることのないよう配意することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

- ① 本社や支店において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外

に利用することができないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

また、電気通信事業法の改正（平成23年11月30日施行）を踏まえ、禁止行為規定遵守措置等報告書（平成26年6月30日）に記載のとおり、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っている。

② 電話の業務で取得した顧客情報については、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

- i) お客様情報を他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
- ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
- iii) ID管理により顧客管理システム操作可能な社員を限定すること。

等

また、公正競争を阻害する場合には、既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

なお、本業務の営業活動を子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーオールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとする。

（5）不当な内部相互補助の防止（会計分離等）

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、県内のIP通信網サービス等に関する業務と会計を分計する考えである。

また、県内のIP通信網サービス等に関する業務と本業務の間のコスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可

能な場合においても、商品別の稼働時間、訪問・取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考え方である。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう設定し、競争阻害的な料金設定とならないようとする考え方である。

（6）関連事業者の公平な取扱い

本業務の実施にあたっては、接続に必要となるインターフェース条件を既に接続約款に規定済みであり、関連事業者の取扱いに関する公平性は確保されている。

また、本業務を営む上で、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者と、公募により調達する中継伝送路を含め接続により料金設定を行うこととしているが、当該事業者とは別個の設備を構築するとともに、排他的な共同営業を行う考えはないことから、他事業者との公平性は確保されているものと考える。

今後、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続を行う場合においては、他事業者との接続と同等の条件で行うこととし、公平性の確保に努める考え方である。

（7）多数の一般ユーザ向けにサービスを提供する電気通信事業者に対する卸電気通信役務の提供における適正性・公平性・一定の透明性の確保

本業務における卸電気通信役務の提供にあたっては、当社は、電気通信事業法及び現行の「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」等を遵守し、適正性・公平性・一定の透明性を確保する考え方である。

当該卸電気通信役務の料金その他の提供条件については、情報通信審議会「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」答申に基づき、不当に差別的な取扱いをすることなく全ての事業者に対して公平性を確保していくとともに、当該業務に係る料金については、必要な費用を回収する観点から、適正な水準に設定する考え方である。加えて、イノベーションを阻害しない範囲において、外部による検証可能性も含めた一定の透明性を確保していく考え方である。

(8) 実施状況等の報告

(1)～(7)の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。なお、これらの実施状況等については、既に活用業務の認可を受けたものの措置の実施状況等とあわせて報告・公表する考えである。

ただし、報告資料のうち、費用（収益）項目一覧、県間伝送路調達の募集案内及び社内文書・規定類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

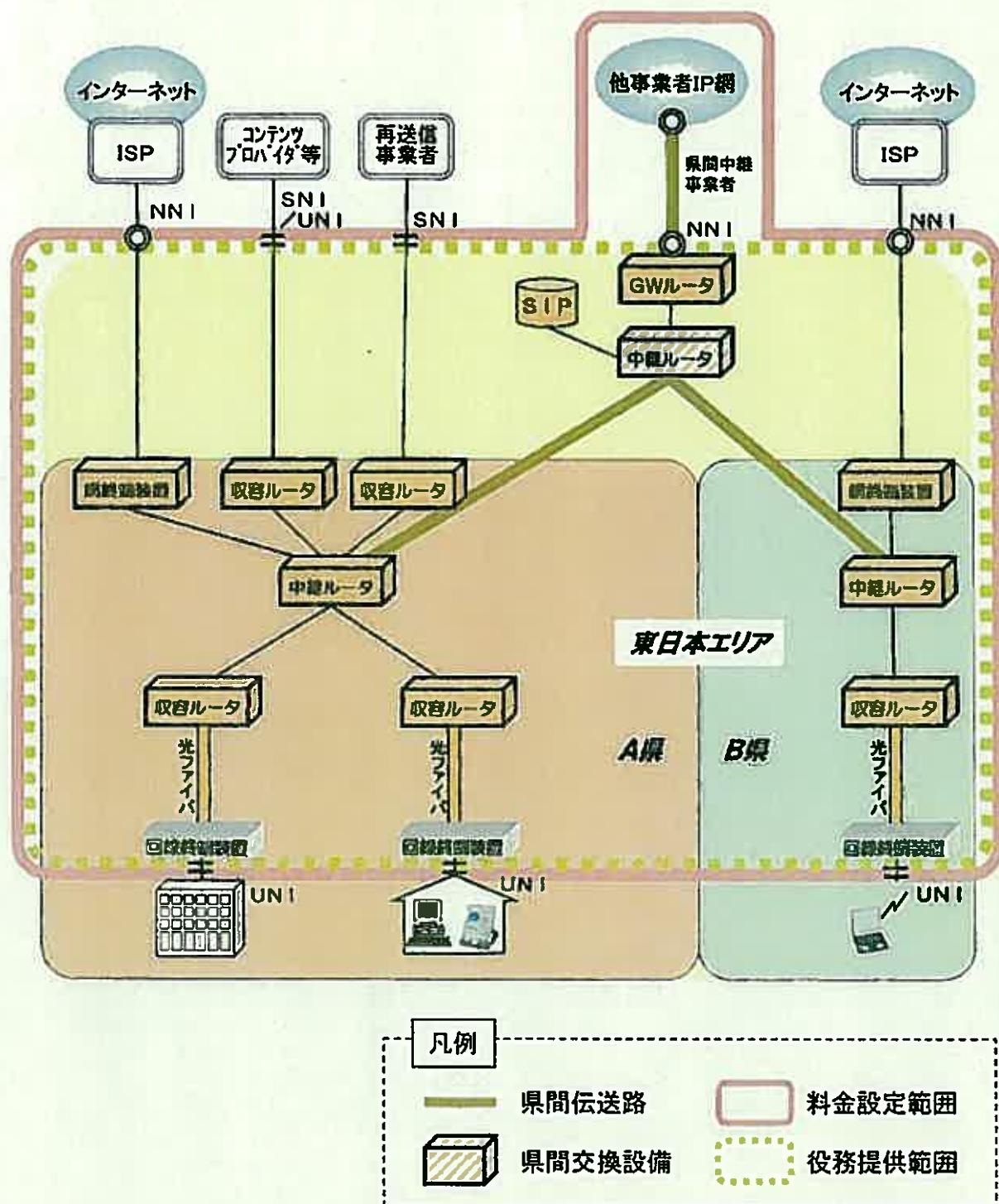
- ・費用（収益）項目一覧：経営上の秘密に属する情報に該当するため。
- ・県間伝送路調達の募集案内：公表することにより、通信設備の位置等が公となり、通信の安全が脅かされるおそれがあるため。なお、他事業者への公表時も利用目的を限定した守秘契約を結んだ上で、個別に通知している。
- ・社内文書・規定類等の一部：コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

以上の措置を講ずることにより、本業務を実施しても電気通信事業の公正競争の確保に支障を及ぼすおそれはないと考える。

添付資料

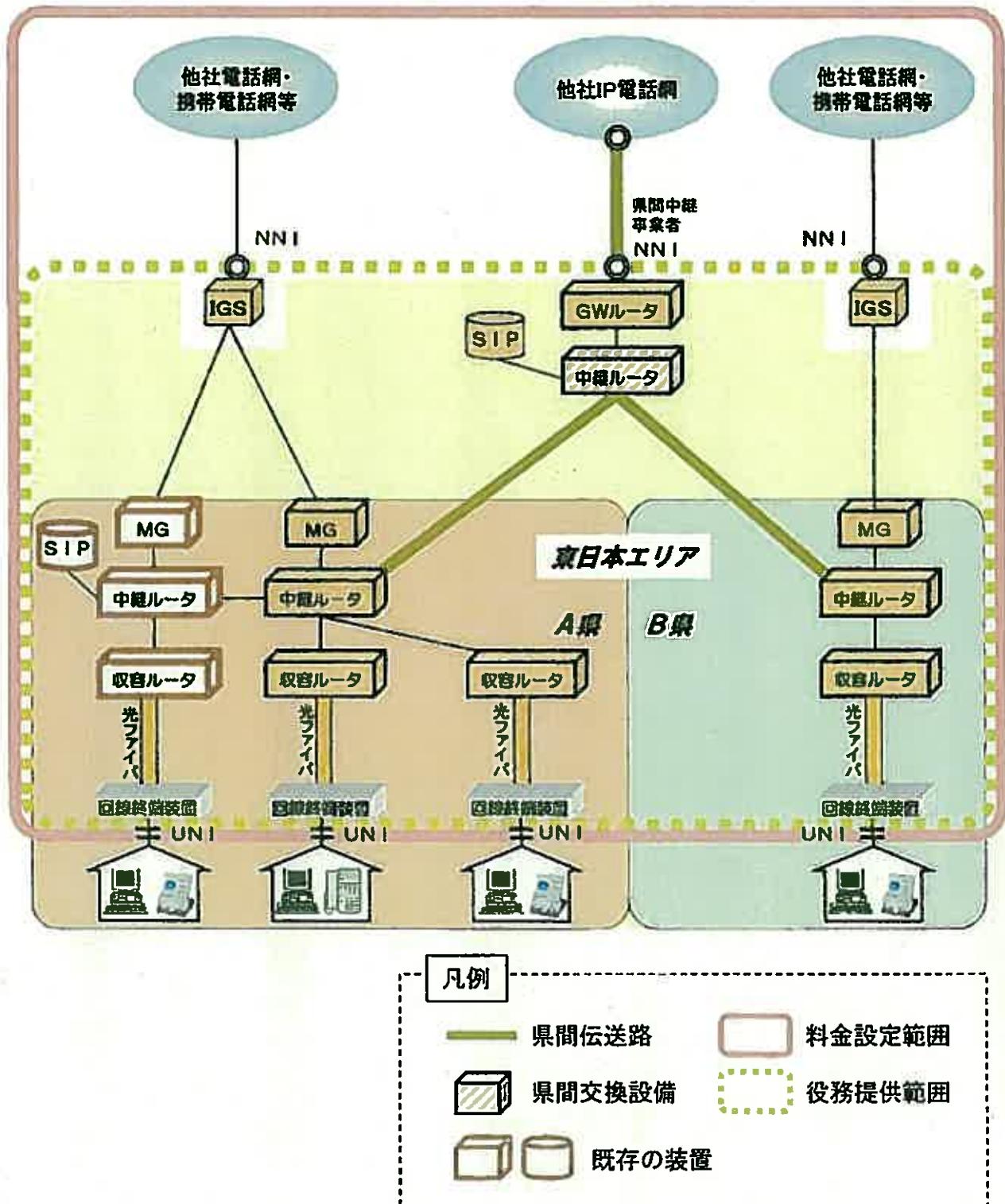
- 1. 設備概要**
- 2. 提供するサービスの種類**
- 3. 収支算定・費用算定の考え方**

1. ① IP通信網サービスの設備概要



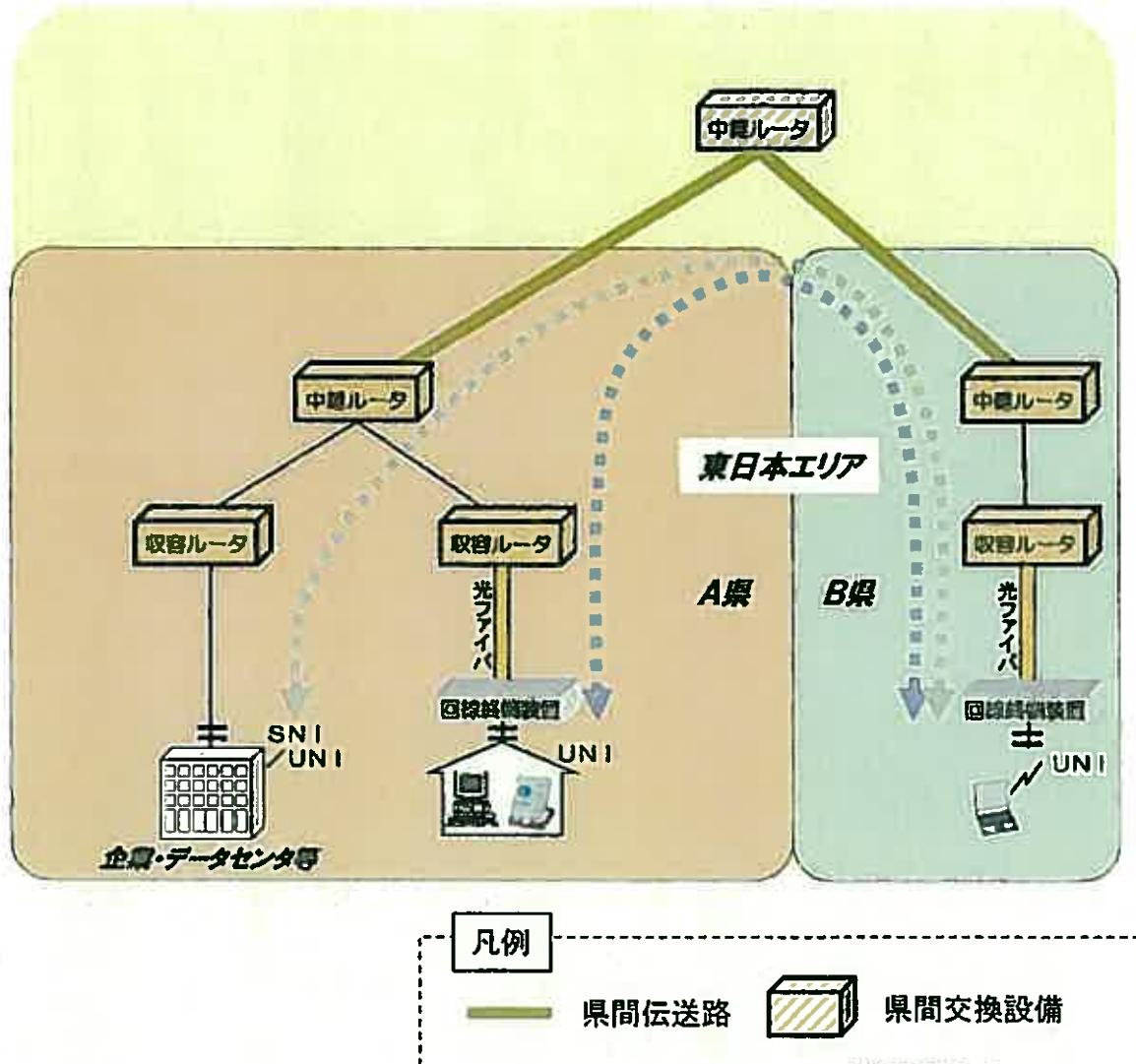
- ※ SIP (Session Initiation Protocol)…IPアドレスを付与、認証し、ルータへの接続指示等を行う。
- NNI (Network-Network Interface)…ネットワーク間を接続するためのインターフェース。
- SNI (Application Server-Network Interface)…各種アプリケーションサーバ類とネットワークを接続するためのインターフェース。
- UNI (User-Network Interface)…ユーザ(端末機器)とネットワークを接続するためのインターフェース。

1. ② IP電話サービスの設備概要



- ※ SIP (Session Initiation Protocol)…IPアドレスを付与、認証し、ルータへの接続指示等を行う。
- IGS(Interconnection Gateway Switch)…他事業者網等への振り分けを行う。
- MG(Media Gateway)…音声信号とIPパケットを変換する。
- NNI(Network-Network Interface)…ネットワーク間を接続するためのインターフェース。
- SNI(Application Server-Network Interface)…各種アプリケーションサーバ類とネットワークを接続するためのインターフェース。
- UNI(User-Network Interface)…ユーザ(端末機器)とネットワークを接続するためのインターフェース。

1. ③ 次世代ネットワークを利用したエンド～エンド通信の設備概要



※ SNI(Application Server-Network Interface)…各種アプリケーションサーバ類とネットワークを接続するためのインターフェース。

UNI(User-Network Interface)…ユーザ(端末機器)とネットワークを接続するためのインターフェース。

2. 次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定に係る業務において提供するサービスの種類

- I 光プロードバンドサービスに対応したISP接続
- II センターエンド型サービス
- III クローズド・ユーザ・グループ型サービス
- IV コンテンツ配信向けサービス及びこれに係る帯域確保型サービス
- V 地上デジタル放送IP再送信向けサービス

3. ① IP通信網サービスの収支算定・費用算定の考え方

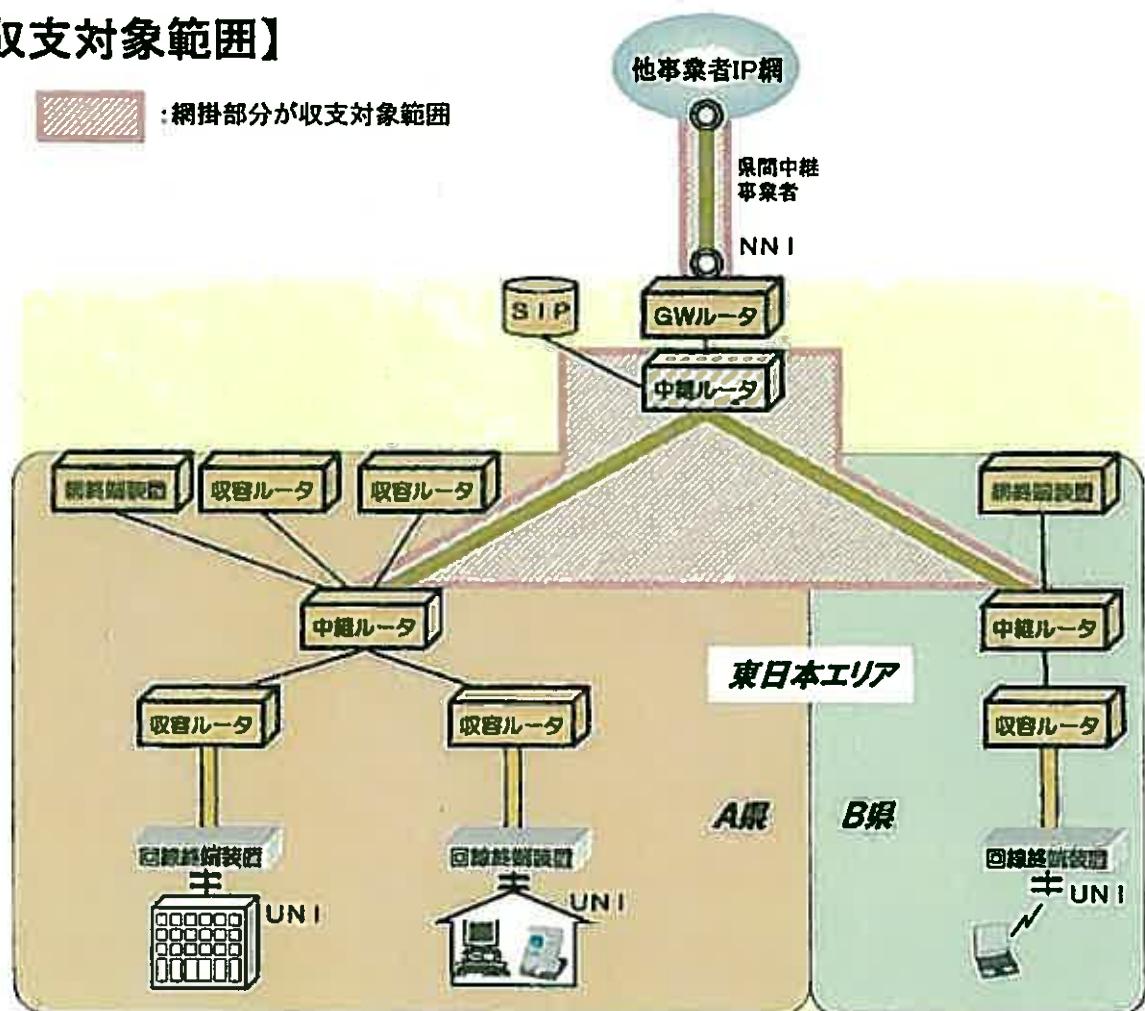
【収入】

算定方法	
ISP接続	県間接続の料金額に需要数を乗じて算定
コンテンツ配信用サービス	各サービスの料金額のうち活用業務部分を算定し、需要数を乗じて算定
センターエンド型サービス CUG型サービス	各サービスの料金額のうち活用業務部分を算定し、需要数を乗じて算定

【費用】

算定方法	
県間中継網コスト	必要となる装置及び伝送路コストを計上
営業費	対象サービスの提供に必要となる営業費

【収支対象範囲】



3. ② IP電話サービスの收支算定・費用算定の考え方

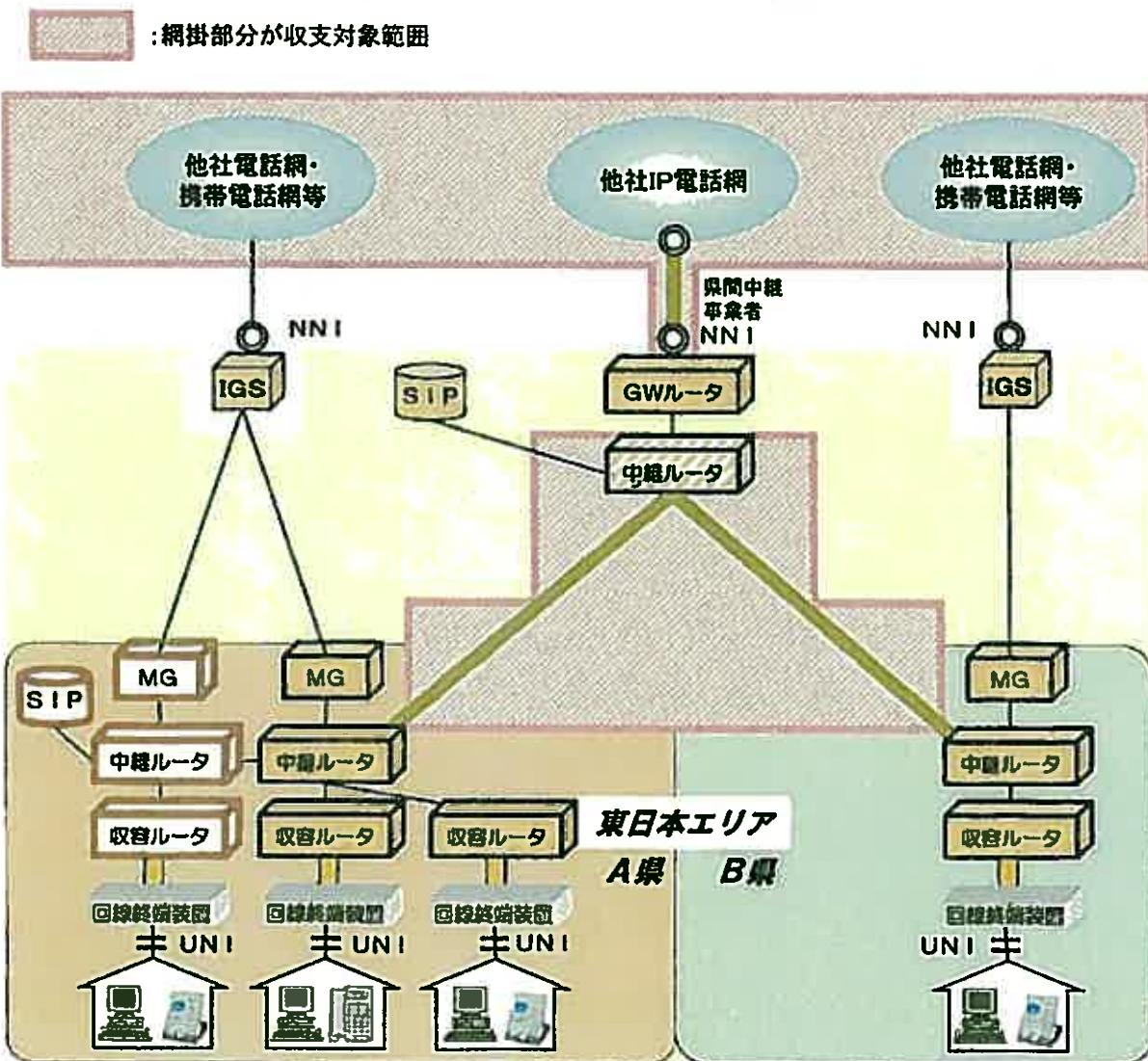
【収入】

	算定方法
IP電話	活用業務対象部分の収入単金に予測トラフィックを乗じて算定

【費用】

	算定方法
県間中継網コスト	必要となる装置及び伝送路コストを計上
支払AC	他事業者の接続料単金に予測トラフィックを乗じて算定
営業費	対象サービスの提供に必要となる営業費

【收支対象範囲】



3. ③ 次世代ネットワークを利用したエンド～エンド通信の収支算定・費用算定の考え方

【収入】

算定方法

本サービスの活用業務部分の料金額相当に需要数を乗じて算定

【費用】

	算定方法
県間中継網コスト	必要となる装置及び伝送路コストのうち活用業務部分を計上
営業費	対象サービスの提供に必要となる営業費のうち活用業務部分を計上

【収支対象範囲】



・網掛部分が収支対象範囲

